

都城盆地

第11号

令和2年1月発行
都城盆地土地改良区
TEL:(0986)36-6710

土地改良区 だより



目次

○理事長あいさつ	・・・P2	○施設の点検・整備について	・・・P5
○第12回通常総代会	・・・P3	○漏水について	・・・P6
○賦課金について	・・・P4	○散水器具導入について	・・・P6
○給水スタンドについて	・・・P4	○県営事業実施地区	・・・P7
		○組合員の皆さまへ	・・・P8



組合員の皆様へ

都城盆地土地改良区

理事長 島田 孝一

新春の候、組合員の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当土地改良区の運営に多大なるご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年度は各地で大型台風等により多くの被害を受け、農林水産関係の被害総額は約3800億円を超えました。被害に遭われた皆さまには、心よりお見舞い申し上げますと共に、早期の復旧・復興をご祈念いたします。都城盆地地区も5月に起きた日向灘を震源とする震度5弱の地震や7月初旬の活発な梅雨前線に伴う豪雨など、様々な自然現象に見舞われ、防災・減災対策により一層、力を入れての取り組みが必要だと実感致しました。

さて、農業を取り巻く情勢については、農業者の高齢化、担い手不足による農業人口の減少等大変厳しい状況にあります。その結果として、農地の荒廃が進み、耕作放棄地が増えていることが現状です。それに加えて近年増加している台風や豪雨、地震など、様々な災害からの対応も深刻な問題の一つだと実感しております。このような状況の中、攻めの農業への転換をどのように展開していくのか食糧供給基地としての地位を固めながら、より良い農業ができる環境基盤を整備していくことが重要になってくるのではないかと考えているところです。今後の農業を発展・成長させるためには、農家の意識を変えることが第1であります。それは、質・量ともに安定した都城盆地の農業の確立にあります。そのための選択肢として、畑地かんがい用水の活用を变化のきっかけにし、担い手育成や六次産業化を推進することにより当地区の農業はますます発展すると考えています。

5月には平成から令和へと元号が変わり、都城盆地土地改良区も設立から12年目を迎えました。時代の変化に伴い、我々もこれまでになかったような取り組みに挑戦し、体制強化に向けて努力しています。儲かる農業を図るため、適切な施設管理・運営に尽力し、組合員の皆さまのご要望にお応えしたいと考えております。農業用水の安定供給に関係機関と一体となり、都城盆地の農業確立のため頑張っ参ります。

今後とも、組合員皆さまのさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶いたします。

第12回通常総代会

議決事項

平成31年3月28日(木)午後1時30分より総代現在員数72名(定数75名)中52名の出席を得て、第12回通常総代会が行われました。

島田理事長による挨拶に続いて北諸県農林振興局長 函師郁夫様より祝辞を賜り、議長に第1区(都城市)の谷口孝一総代を選出して議事に入りました。提出された議案について慎重に審議され、全て原案のとおり可決されました。

※役職等は平成31年3月現在



- 第1号 平成29年度事業報告、収入支出決算及び財産目録について
- 第2号 平成31年度事業計画について
- 第3号 組合費の廃止について
- 第4号 平成31年度賦課金及び徴収方法について
- 第5号 給水スタンド使用量について
- 第6号 平成31年度役員報酬について
- 第7号 平成31年度一時借入金の最高限度額及び借入先並びに金銭預入金融機関について
- 第8号 平成31年度一般会計収入支出予算及び特別会計収入支出予算について
- 第9号 土地改良区検査における是正及び改善を要する事項の処理方針について
- 第10号 定款の一部変更、定款付属書の一部変更及び新設について
- 第11号 規程の一部変更及び新設について

平成29年度収支決算

■一般会計収支決算

収入の部			支出の部		
項目	決算額	付記	項目	決算額	付記
1.組合費	4,918,170	経常賦課金	1.事務費	12,590,379	事務費・役員会費・総代会費
2.使用料	4,514,328	スタンド使用料・他目的使用料	2.管理費	56,850,058	施設管理費・基幹水利施設管理費
3.負担金及び補助金	19,377,000	運営負担金・管理体制整備費	3.財産費	4,790,550	退職引当金・基本財産積立金
4.受託費	43,405,397	管理委託事業・基幹施設管理事業	4.予備費	0	
5.雑収入	264,307	督促手数料・延滞金・預金利息			
6.繰入金	0				
7.借入金	0				
8.繰越金	4,602,698	前年度繰越金			
計	77,081,900		計	74,230,987	

※差引残額 2,850,913 円 (平成30年度会計へ繰越)

平成31年度(令和元年度)収支予算

■一般会計収支予算

収入の部			支出の部		
項目	予算額	付記	項目	予算額	付記
1.土地改良事業収入	5,500,000	経常賦課金	1.事務費	13,685,000	事務費・役員会費・総代会費
2.使用料	4,500,000	スタンド使用料・他目的使用料	2.管理費	57,297,000	施設管理費・基幹水利施設管理費
3.負担金及び補助金	15,785,000	運営負担金・管理体制整備費	3.財産費	2,709,000	退職引当金・基本財産積立金
4.受託費	47,888,000	管理委託事業・基幹施設管理事業	4.予備費	200,000	
5.雑収入	215,000	督促手数料・延滞金・預金利息			
6.繰入金	1,000				
7.借入金	1,000				
8.繰越金	1,000	前年度繰越金			
計	73,891,000		計	73,891,000	

賦課金について

昨年度まで、全筆に賦課していた10aあたり100円の組合費が第12回通常総代会で廃止になりました。今年度からは水利費だけを賦課いたします。

この機会に、水利用をされている方はご自身の利用する種別と料金を再度ご確認ください。

賦課金は期限内に納入しましょう！！

令和2年2月現在

科目	賦課基準		備考		
	種別	10aあたり年間			
水利費	普通畑		2,500 円	水利用者に賦課	
	ハウス	加温機有	21,000 円		平成29年度～31年度までは15,000円。
		加温機無	12,000 円		販売用野菜苗・観賞用作物含む。
	育苗施設・雨よけハウス		6,000 円		
	茶	防霜有	11,000 円		
		防霜無	6,000 円		

★賦課金の納入に便利な口座振替をご利用ください★

口座振替をご利用頂ければ手数料はかかりません。
賦課金を支払いに行く手間・支払い忘れがなくなります。
振替前日には、口座の残高をご確認ください。

※口座振替について、ご不明な点がございましたら
当土地改良区までご連絡ください。

口座振替が可能な金融機関

- J A 都城
- 宮崎銀行
- ゆうちょ銀行（郵便局）

給水スタンドについて

科目	種別		金額	備考	
使用料	鍵式 (年間)	個人	3,000円	バルブ手動操作	申請が必要(下記の3箇所) ・森田原(野々美谷町) ・宮ノ原(三股町榊山) ・牧原(高城町大井手)
		法人	30,000円		
	コイン式 (1枚当り)	大コイン	100円	500ℓ自動給水	コインは土地改良区事務所で販売しています。
		小コイン	50円	250ℓ自動給水	

※組合員以外は利用できません。

●給水スタンドをご利用の皆様へ

- ・共同利用施設ですので、使用者が責任を持って後片付けを行ってください。
- ・かん水や防除などの用水としてお使いください。(生活用水等の使用はできません。)
- ・薬剤を投入する場合は、給水スタンドのホースを抜いてから投入してください。
また、ホースを使って薬剤を混ぜないようにしてください。
- ・鍵式給水スタンドは、申込者以外の不正利用を防ぐため、使用後は必ず施錠をしてください。
- ・コイン式給水スタンドについて、汚れたコインは投入口詰まりの原因となりますので、きれいに汚れを落としてからご使用ください。

施設の点検・整備について

今年度から、宮崎県土地改良事業団体連合会が土地改良区職員に対して、指導・研修を行う支援事業が始まりました。この事業は、施設の適正な機能の確保、施設の保全対策に関する管理技術・専門知識等の向上を目的としています。

今後も安定的な用水供給のため、より一層適切な施設の維持管理に努めてまいります。

ポンプ軸部パッキン取替作業



絶縁抵抗値点検測定



ポンプ再塗装



ポンプ軸振動状況確認



きちんと点検・整備することが都城盆地の畑を潤す事につながっているんだよ。
これからも頑張るぞっ！



漏水について

★給水栓の適切な利用・管理をお願いします！

- 給水栓の開閉はゆっくり行ってください。
水を出す・・・（反時計回り） 水を止める・・・（時計回り）
- 全閉にしても水が止まらない場合は、小石等の異物の噛み込みが考えられますので、2～3度バルブを開閉して洗い流してみてください。
（※それでも止まらない場合はご連絡ください。）
- 使用しない時は必ずバルブをしっかりと閉め、給水マスの蓋をかぶせてください。
- トラクター等のひっかけによる漏水事故（給水栓破損）が度々起きています。
（※この場合、全額個人負担での復旧となります。）



給水栓破損による漏水

修理をするまでの間、同じパイプライン上の畑では水利用ができなくなり迷惑をかけることとなります。

このような事故を防ぐ為にも、給水栓の位置が分かるように目印となるような物を立てておく等の工夫をしていただくようご協力をお願いします。

【漏水が発生した際は、個人で復旧・修理する場合でも必ず土地改良区へ連絡をお願いします。】

散水器具導入について

県営事業実施地区であれば、散水器具導入に必要な費用の18.3%で導入することができます。

※対象の方は、当該地区内に農地を所有している方、農地を借りて耕作している方（農業委員会の手続きをしている方）です。県営事業実施地区は次のページです。（ただし、事業完了地区は補助対象外となります。）

★散水器具導入に係るおおよその費用は下記のとおりです。

※付属品やほ場の条件等によって増減が生じます。

区分		タイプ名			概算費用	個人負担額
導入に係る費用	ハウス 52.2m ×3連棟	地上	吊下式スプリンクラー	1ライン/1棟	約 60万円	約 11万円
		地表	株元かん水チューブ	3ベット2ライン/1棟	約 112万円	約 20万5千円
			点滴チューブ	〃	約 76万円	約 14万円
			かん水チューブ	〃	約 87万円	約 16万円
露地	10a	スプリンクラー		2ライン4本立	約 31万円	約 5万6千円
		ミニスプリンクラー		2ライン8本立	約 40万円	約 7万3千円
		大型スプリンクラー		2ライン2本立	約 40万円	約 7万3千円
		散水チューブ		2ライン2巻	約 52万円	約 9万5千円
	30a	ロールカー（自走式）		1式	約 170万円	約 32万円

●散水器具貸出について

散水器具の使用を体験してもらうため、貸出を行っています。散水器具は次の通りです。

- ・ロールカー
- ・大型スプリンクラー（レインガン）
- ・スプリンクラー
- ・散水チューブ

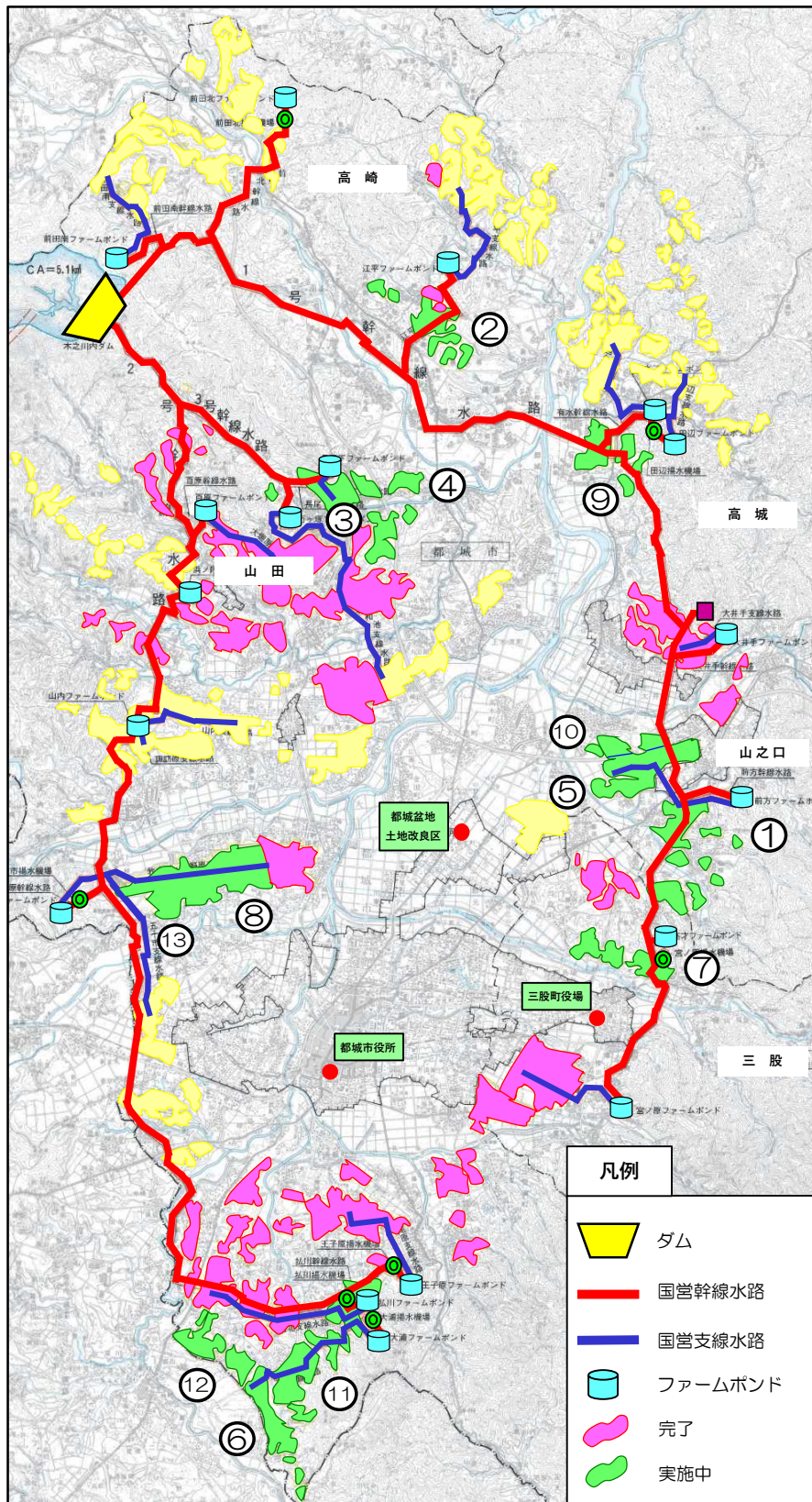
貸出を希望される方は、ご連絡ください。

※貸出器具は数に限りがあります。ご希望に沿えない場合もございますのでご了承ください。

なお、散水器具の導入・貸出につきましては、都城市役所 農産園芸課(0986-36-6620)にご相談ください。



県営事業実施地区



番号	地区名	主な所在地	完了年度(予定)
1	前方第1地区	都城市山之口町	R1
2	縄瀬地区	都城市高崎町	R2
3	長尾下1期地区	都城市山田町	R2
4	長尾下2期地区	都城市山田町・岩満町	R1
5	前方第4-1期地区	都城市山之口町・高城町	R2
6	弘川第2-1期地区	都城市梅北町	R4
7	高才第1地区	三股町	R2
8	牧之原2-2期地区	都城市横市町	R2
9	石山地区	都城市高城町	R2
10	前方第4-2期地区	都城市山之口町	R2
11	弘川第2-2期地区	都城市梅北町	R3
12	弘川第2-3期地区	都城市梅北町	R4
13	牧之原2-3期地区	都城市関之尾町	R4

上記の地区が県営事業実施地区です。
 ※散水器具の内容及び予算等の都合上、ご希望に沿えない場合があります。また、申し込みには期限がございますので早めにご相談ください。

事業実施地区では、無料で給水栓を設置できたり、散水器具導入の補助を受けることができるんだよ♪



しずくちゃん



かんたくん

作物の種類や畑の大きさで使用する散水器具も変わってくるんだね！



レインガン



散水チューブ

組合員の皆さまへ

次のような時には、必ず土地改良区へご連絡ください。※書類の提出が必要です。

水の利用を開始するとき

●使用前に必ずご連絡ください。

水利用申請をしていない畑において、水を利用する場合には申請が必要です。また、申請した畑について次年度も水利用する場合は、再度申請の必要はありません。
※無断での水利用は、盗水となります。

水の利用をやめるとき

●水利用申請した畑において、利用をやめる際にご連絡ください。

休止の届出がない場合は、水利費の賦課が継続されますのでご注意ください。
※賦課通知書が届いてからの休止の連絡が多数ありますので、5月中旬までの届出をお願いします。

組合員資格の変更があったとき

- 土地の所有権（売買・相続等）・耕作権の移動
- 組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等
- 住所の変更

上記のような時は、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。（土地改良法第43条第1項）※届出がなければ、前組合員へ賦課金が請求されてしまいます。

★法務局や都城市・三股町、農業委員会の届出だけでは土地改良区の台帳は変更されません。
必ず当土地改良区に届出をしてください。

上記の届出用紙及び口座振替依頼書は、当土地改良区以外に、『都城市役所各総合支所 産業建設課』・『三股町役場 農業振興課』
『都城市役所中郷地区市民センター』・『都城市役所志和池地区市民センター』にあります。
また、ご連絡いただければ必要書類を送付いたします。

ご注意を！！

農地を取得する時、その土地に滞納賦課金があるまま取得すると土地改良法第42条（権利義務の承継）により、新しく取得した方に滞納賦課金の納付義務が課せられますのでご注意ください。

ご意見、お問い合わせは・・・



都城盆地土地改良区

〒885-0004

宮崎県都城市都北町5225番地5

TEL：(0986) 36-6710

FAX：(0986) 36-6740

E-mail：jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp

URL：http://www.btvn.ne.jp/~m-bonchi.lid/

